

[事案 30-1] 新契約無効請求

・平成 30 年 10 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

配偶者が契約手続きをしたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 10 月に契約した変額保険（終身型）は、自分が契約者となっているが、当時単身赴任中であった配偶者が無断で契約手続きをしたものであるため、無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込書の筆跡は、申立人のものとは異なるように見えるため、申立人は募集人と面談しておらず、契約手続きは申立人配偶者が行った可能性はある。
- (2) しかし、申立人は、契約当時に配偶者から本契約を申し込んだ旨の連絡を受け、了承していること、平成 20 年 8 月に当社に本契約の保険証券の再発行を依頼したこと、複数回にわたり当社に本契約の解約返戻金額について問い合わせていたことからすると、申立人は配偶者による本契約の申込みを追認したものとみなせる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は配偶者による契約手続きを追認したと認められるが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申込書と告知書は契約者が自署することが原則であって、たとえその配偶者であっても代筆はなるべく避けなければならない。
- (2) 契約内容は、募集人が契約者（申立人）に面接して説明するか（募集人が出向くのが難しいければ、契約者の近くにいる別の募集人に説明してもらう方法もある。）、少なくとも、電話で直接説明することが期待される。